

寒剤運搬時のルール（低温センター）

建物内	廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物上下方向の移動を除き、運搬可とする。 	
	階 段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性のない容器（小容量容器等）については、留意して運搬すること。 	
	エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人は同乗しない。 ・ 運搬は必ず2名以上で行い、1名は行先階を押し、もう1名は目的階で受け取れるよう待機しておく。 <p>ただし、委託業者（LCSセンター等）が、特別な安全対策（非常用呼吸器常備など）を行った上で運搬を行う場合、この限りでは無い。</p>	
道路上	手持ち 手押し 台 車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定方法等に留意し、転倒防止策を講ずること。 ・ 平坦な道路であれば、容量制限なく運搬可とする。ただし、十分安全に配慮すること。 ・ 坂道であれば、容量が単体で20L以下の容器のみ運搬可とする。 	
	車 両	乗用車	原則禁止
		トラック の ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量が単体で50L以上の容器を運搬する場合は、保安上必ず2名で行う。 ・ 容量が単体で25Lを超えた場合、あるいは容量の合計が50Lを越えた場合、車両の前後に高圧ガス警戒表を貼る。 （計算は満充填の1/2以上充填している容器に限る） ・ ロープ等での固定や、凹凸のある道路を避ける等の転倒防止策を講ずる。 ・ 同空間に同乗する場合は、窓を開ける。

※ 各部局のルールが別にある場合は、そちらに従って頂きますようお願いいたします。